

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件名	情報提供ネットワークシステムを使用する独自利用事務の個人情報保護委員会への届出について
----	---

内容は裏面のとおり

## 情報提供ネットワークシステムを使用する独自利用事務の個人情報保護委員会への届出について

マイナンバー制度では、平成 29 年 7 月から、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が開始される予定である。

各自治体の独自利用事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 19 条第 14 号の規定に基づき、個人情報保護委員会（国）へ届出を行うことにより情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携（各自治体の独自利用事務については照会のみ。以下同じ。）が可能となることから、区独自利用事務及び都独自利用事務のうち、平成 29 年 7 月から情報連携が認められる事務（同月から情報連携が認められる 20 事務の事例が国から示されている。）に該当する事務について、平成 28 年 10 月 26 日に東京都を通じて個人情報保護委員会へ届出を行ったので、報告する。（資料 3 8－1 「届出を行う事務一覧」のとおり）

なお、区では、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（都条例）及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、平成 28 年 1 月から個人番号を利用している。（資料 3 8－2 「区における個人番号利用事務一覧」のとおり）